

諮 問 書

別府市いきいき健幸部保険年金課

別保年第1590号

令和8年1月26日

別府市国民健康保険運営協議会

会長 藤内修二様

別府市長 長野恭 紘



別府市国民健康保険税率等の改正について（諮問）

国民健康保険法第11条第2項の規定に基づき、保険税率及び保険税の賦課限度額について、貴運営協議会の意見を求めます。

記

- 1 国民健康保険税の新設について（子ども・子育て支援納付金分）
 - ・子ども・子育て支援納付金分の所得割額の税率を 0.35%に定める
 - ・子ども・子育て支援納付金分の均等割額を 1,100 円に定める。
 - ・子ども・子育て支援納付金分の 18 歳以上均等割額を 100 円に定める。
 - ・子ども・子育て支援納付金分の平等割額を 800 円に定める。

- 2 国民健康保険税の税率、税額の見直しについて（医療給付費分）
 - ・医療給付費分の所得割額の税率を 9.30%から 8.95%に改める。
 - ・医療給付費分の均等割額を 25,200 円から 24,000 円に改める。
 - ・医療給付費分の平等割額を 20,000 円から 19,200 円に改める。

- 3 国民健康保険税賦課限度額について
 - ・医療給付費分の賦課限度額を 66 万円から 67 万円に改める。
 - ・子ども・子育て支援納付金分については、所要の措置を講じる。

4 改正理由

令和 8 年度に「子ども・子育て支援金制度」が創設にされることに伴い、国民健康保険税において、これまでの「医療給付費分」「後期高齢者支援金分」「介護納付金分」に加えて、「子ども・子育て支援納付金分」を新設します。

また、被保険者の負担軽減を図るため、「子ども・子育て支援納付金分」新設による増額分を、「医療給付費分」において減額します。

国民健康保険税の賦課限度額は、地方税法施行令で規定されており、その範囲内で市町村の条例で定めることとされています。令和 8 年度の税制改正で予定されている地方税法施行令の改正内容に合わせて改正するものです。